

令和 5 年 6 月 吉日

組 合 員 各 位

愛知県衛生事業協同組合 事務局

TEL 052-241-7692

FAX 052-241-7693

社会保険労務士による個別無料相談について

新緑の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は愛衛協の事業にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、今年度も社会保険労務士による個別相談事業を愛知労働局の補助金制度を利用して、下記により実施することになりました。労働法改正や労務管理などへの対応について昨年同様に社労士が無料で相談に応じます。希望される方は事務局までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

また、担当の者より順次ご説明のお電話をさせていただきますので、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

記

期 間 : 案内到着より 2024 年 1 月 31 日 (水) まで

相談場所 : ①各企業 ②組合事務局 ③相談員の事務所 ①～③のいずれか

予定社数 : 16 社 (相談回数をご相談ください)

費 用 : 無料

内 容 : 労働関係法令の改正や労働環境の変化への対応、就業規則、賃金規程、育児介護休業等規程の変更や関連の労使協定の変更について

質 問 例 :

- ・ 有給休暇を 1 年に 5 回以上取得させていませんがダメですか？
- ・ 毎月 30 時間以上、残業や休日出勤をしないといけないですか？
- ・ 正社員とパートタイマーで、手当、賞与、退職金などの制度が異なっていないですか？
- ・ 就業規則が古くなっていますが、変更案を作成してもらえますか？
- ・ 問題が起きないように、入社時や退社時に確認書類を提出させなければいけないですか？
- ・ 労務管理、社会保険、助成金についてセカンドオピニオンはできますか？
- ・ やるべきこと、気を付けること、困っていることなど、こんなこと社会保険労務士に聞いてもいいですか？

以上